

総務協議会協議事項

日時	令和7年7月18日(金)
	午前10時
場所	第一委員会室

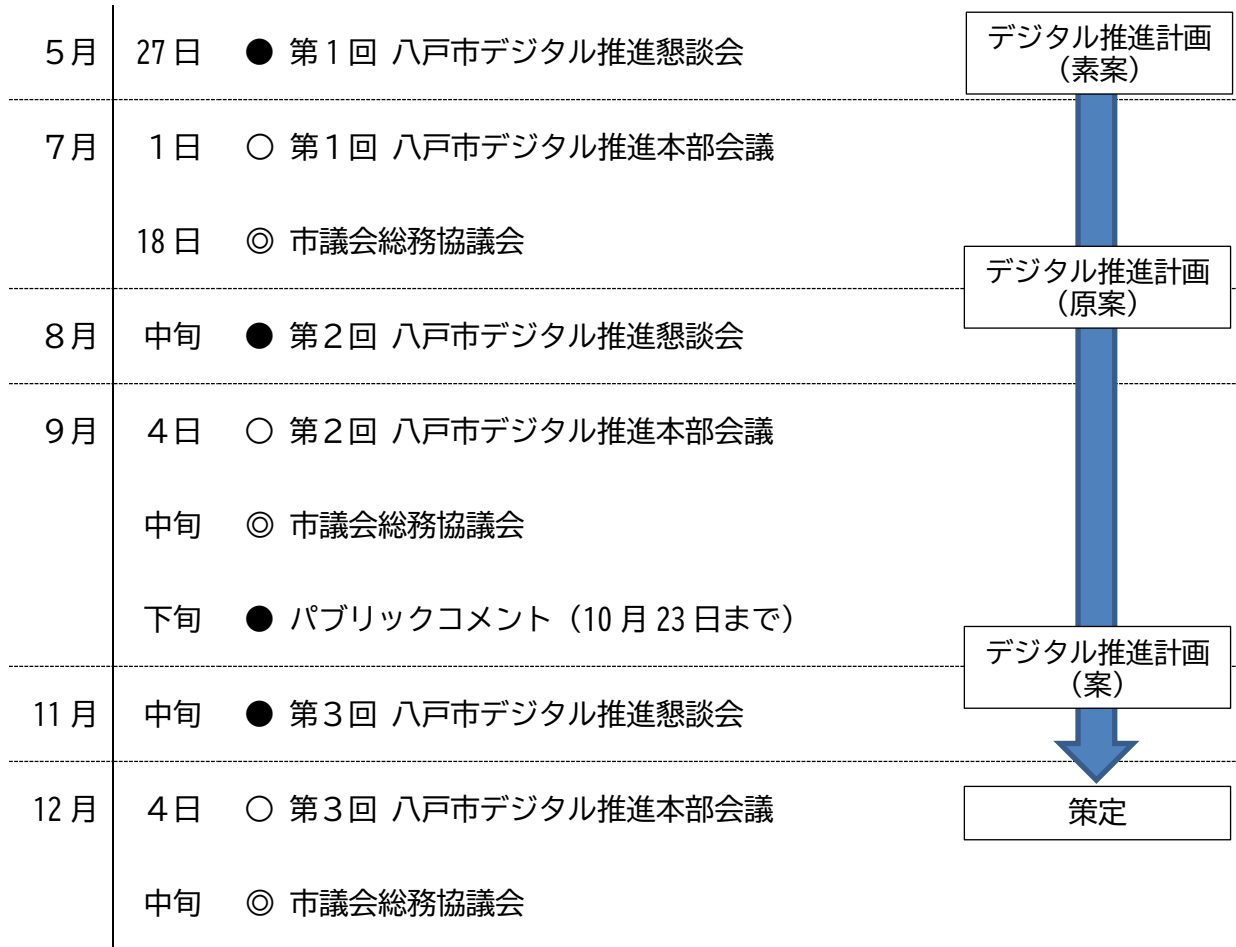
○ 所管事項の報告について

- 1 第2期八戸市デジタル推進計画（素案）について
- 2 定額減税に係る不足額給付について
- 3 SMS（ショートメッセージサービス）による未納市税の納付催告について
- 4 学校給食費の改定に係る答申について
- 5 八戸市新学校給食センターの整備に関する事業者選定支援業務委託の事業者の決定について
- 6 懲戒処分の報告について
- 7 令和7年上半期八戸市の火災と救急・救助について

第2期八戸市デジタル推進計画（素案）について

1. 策定経過等について

令和7年



2. 第2期八戸市デジタル推進計画（素案）

・別添のとおり

第2期八戸市デジタル推進計画 (素案)

2025. 7

1. 策定の趣旨

行政や社会全体のデジタル化の必要性が高まる中、国は令和3(2021)年5月にデジタル社会形成基本法を含むデジタル改革関連法を施行し、同年9月に創設したデジタル庁を司令塔として、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等に基づき、全ての地方自治体と足並みを揃えてデジタル化の取組を推進しています。

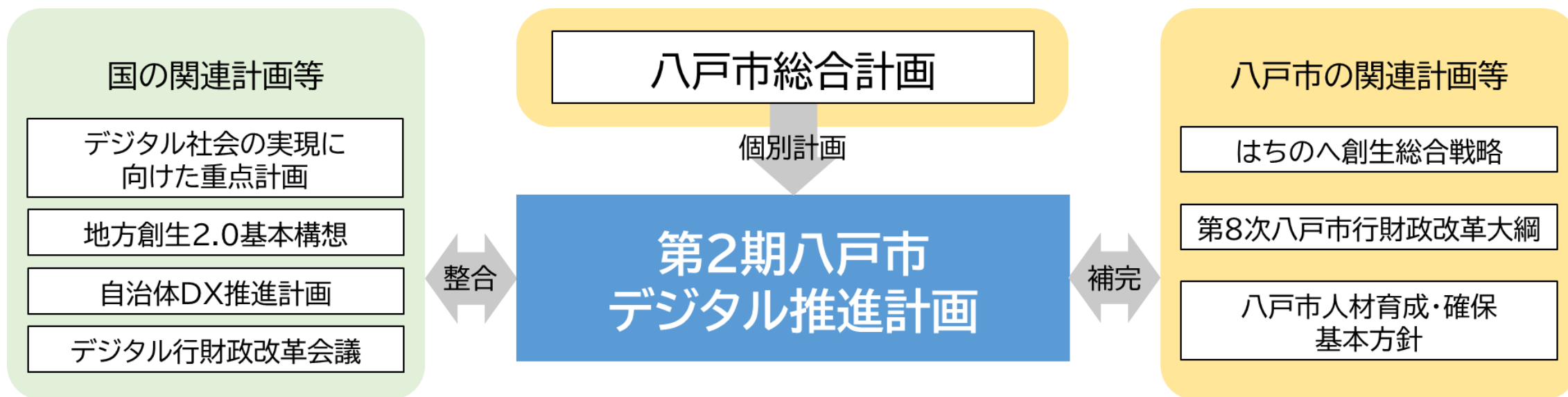
また、令和7(2025)年6月に閣議決定された地方創生2.0基本構想においても、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用が5本柱の1つとされ、地方においては地方創生2.0を推進する取組への早期着手が求められています。

八戸市では、令和5(2023)年2月に「八戸市デジタル推進計画」を策定し、令和6(2024)年11月には「はちのへスマート窓口」を開始するなど、市民が暮らしやすさを実感できるデジタル社会の形成に向けて取り組んできました。また、令和7(2025)年2月に策定した「第8次八戸市行財政改革大綱」や、同年3月に策定した「はちのへ創生総合戦略」の実現に向け、ICTを活用した市民サービスの向上やRPAの活用による業務効率化等のデジタル化の取組を着実に進めてきました。しかし、日本社会においてデジタルを軸とした新たな動きが加速する中、デジタル技術の一層の活用により、更なる市民サービスの向上と業務効率化を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、八戸市デジタル推進計画の方向性を継承しつつ、社会環境の変化等に対応した修正を行い、「第2期八戸市デジタル推進計画」を策定しました。本計画に基づく取組を着実に進めることにより、デジタル推進先進地として全国へ発信するまちを目指します。

2. 計画の位置付け

第2期八戸市デジタル推進計画は、国が示すデジタル社会の実現に向けた重点計画や地方創生2.0基本構想、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画のほか、デジタル行財政改革会議の内容を踏まえつつ、当市の最上位計画である八戸市総合計画に即して策定する個別計画であり、第8次八戸市行財政改革大綱やはちのへ創生総合戦略の推進を補完するものとして位置付けます。

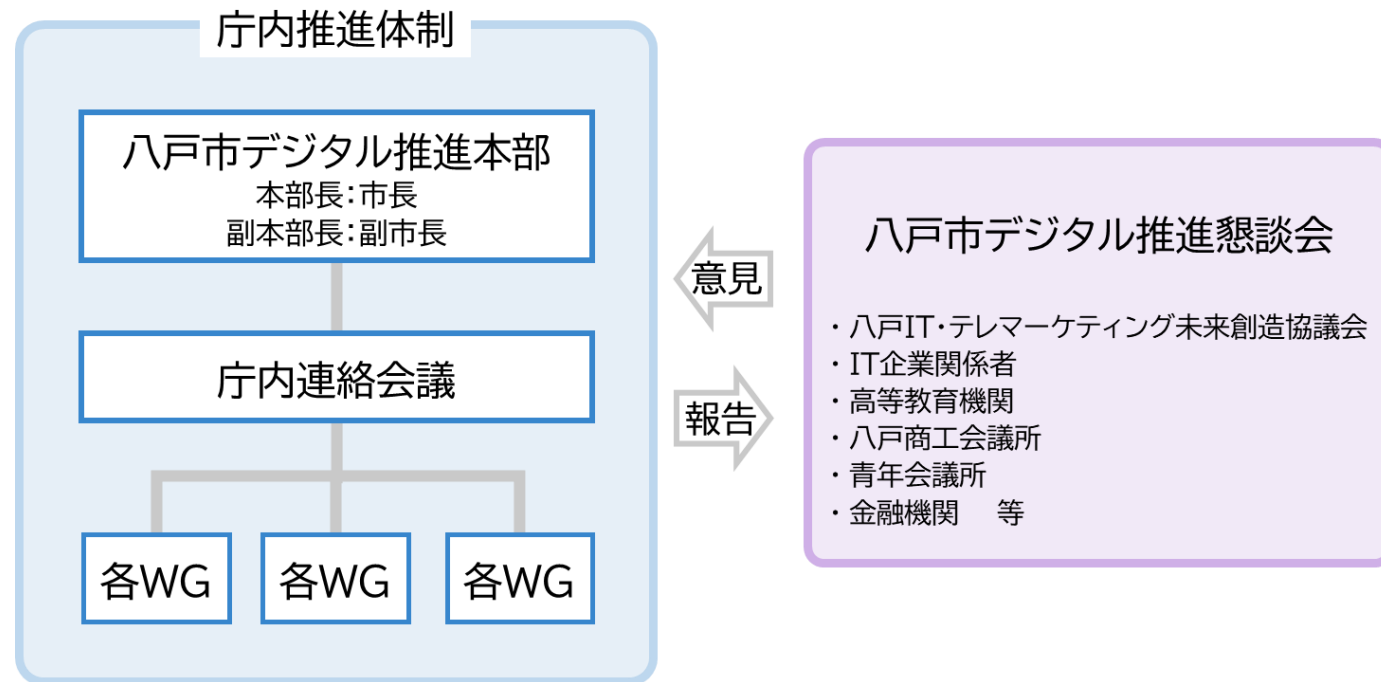


3. 推進体制

これまでの組織や業務の在り方を変革し、全庁を挙げてデジタル化の取組を推進するため、令和4(2022)年度において、市長を本部長とした全ての部局長等で構成する「八戸市デジタル推進本部」を設置し、当推進本部のもと、各課(室)長等で構成する「庁内連絡会議」を設置しました。

さらに、必要に応じワーキンググループ(WG)を設置し、デジタル化に関する情報共有や具体的な取組の検討を行います。

また、地域社会のデジタル化を推進するための取組をより実効性の高いものとするため、外部有識者等で構成される「八戸市デジタル推進懇談会」を設置し、当懇談会において、各事業の進捗状況の報告や意見聴取を行います。



4. 計画期間

計画期間は、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間とします。

5. 進捗管理

基本目標ごとに定める重要業績評価指標(KPI)の達成度により、効果検証を行うとともに、社会情勢の変化やデジタル技術の進展状況、国の指針等を考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. 目指す姿

<案>

- ・ 市民が暮らしやすさを実感できるデジタル社会の形成
- ・ 市民にやさしく、産業に力強く、行政にしなやかさを
——八戸デジタル新時代
- ・ 共に築く、デジタルが結ぶ、産業と文化が重なる都市・八戸

本市では、市民サービスのデジタル化と行政事務のデジタル化を加速させるとともに、地域社会のデジタル化を推進し、誰もが便利で安心できるデジタル社会を実現するため、目指す姿を「（目指す姿）」と定め、取組を進めます。

7. 基本目標

当計画では、（目指す姿）を実現するため、以下の3つの目標を定め、その達成に向けて取組を推進します。

基本目標1 すみよいデジタル

市民サービスにおいて、行政手続のオンライン化や情報発信の充実・強化を図るとともに、通信インフラの整備やデジタルリテラシーの向上とICT教育の推進、医療・健康・子育て等の分野におけるデジタル化に取り組み、より快適でより便利な市民生活の実現を目指します。

基本目標2 はたらくデジタル

行政事務において、庁内BPRの推進やRPA・AIの活用による業務の効率化・高度化を図るとともに、情報システムの標準化・共通化や情報資産の最適化、情報セキュリティ対策の徹底を図り、職員の働き方のリデザインにつなげます。

基本目標3 うみだすデジタル

地域社会において、産学官金民の連携により、デジタル技術を活かしたまちづくりの推進やデジタル化による地域経済の活性化を図り、いきいきとしたデジタル社会の実現を目指します。

8. 目標達成に向けて展開する施策

基本目標1 すみよいデジタル

施策1 「はちのハスマート窓口」の推進

デジタル完結・自動化原則の考え方に基づき、各種行政手続きのオンライン化を進め、多様化する市民ニーズに応じた、だれもが利用しやすい行政サービスを提供します。

施策2 情報発信の充実・強化

受け手のニーズに即した情報を素早く得られる環境づくりや、多様な媒体を活かした分かりやすい情報の発信に取り組み、市民生活における利便性の向上を図ります。

施策3 通信インフラ整備の推進

公共施設へのWi-Fiの整備等を図り、いつでもどこでも高速通信を利用できる環境の整備に取り組むとともに、5Gの活用方法について調査・検討を進めます。

施策4 デジタルリテラシーの向上とICT教育の推進

デジタル化の進展により生じる情報格差の是正を図り、市民一人ひとりがデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりを進めるとともに、プログラミング教育を含む情報活用能力の育成を目指したICT教育を推進し、未来のデジタル人材を育成します。

施策5 医療・健康・子育て・防災分野におけるデジタル化の推進

病気を未然に防ぐことに着目したデジタルサービスや、スマートフォンひとつで手軽かつ効果的に子育て情報を取得できるアプリなど、医療・健康・子育て・**防災**等の分野におけるデジタル化を進め、市民の生活の質(QOL)の向上を図ります。

8. 目標達成に向けて展開する施策

基本目標2 はたらくデジタル

施策1 庁内BPRの推進

デジタル技術やデータの活用により業務の効率化・高度化を図るとともに、テレワークの推進など、デジタル化の進展を契機とした業務の見直しや職員の意識改革を図ります。

施策2 RPA・AIの活用促進

人の手で行っているバックオフィスの業務を、コンピュータによる処理に置き換えることで、業務の自動処理化を進め、業務の効率化や作業ミスの低減を図ります。

施策3 情報システムの標準化・共通化の推進

国が主導的に進めるデジタル・ガバメントの構築と歩調を合わせ、基幹系情報システムの標準化を進めるとともに、業務プロセスの見直しに取り組み、維持管理や制度改正等に伴う作業及び費用を縮減し、システム運用に係る費用の削減を図ります。

施策4 情報資産の最適化と情報セキュリティ対策の徹底

ネットワークごとに複数台使用している職員端末を1台に集約するなど、情報システムの最適化を図るとともに、八戸市行政情報セキュリティポリシーの見直しや、職員研修を通じたセキュリティリテラシーの向上を図ります。

8. 目標達成に向けて展開する施策

基本目標3 うみだすデジタル

施策1 デジタル技術を活かしたまちづくりの推進

人流データ等を活用した都市整備や公共交通のシミュレーション、デジタル技術を活用した観光振興、市内主要施設のキャッシュレス化に取り組み、まちの魅力を高め、活力の創出を図ります。

施策2 デジタル化による地域経済の活性化

デジタル関連企業の創業支援や企業誘致に取り組むとともに、オープンデータの活用や民間事業者によるデジタル技術の導入を促進し、地域における経済活動の活性化を図ります。

9. 施策ごとの主な取組

基本目標1 すみよいデジタル

施策1 「はちのハスマート窓口」の推進

1. マイナポータル(ぴったりサービス)を活用した行政手続の拡充
2. マイナンバーカードの取得率向上に向けた各種広報による周知
3. マイナンバーカードの出張申請受付の実施
4. (改訂) キャッシュレス決済の拡充・利用促進
5. (改訂) 「はちのハスマート窓口」プッシュ型通知を活用したオンライン申請の拡充
6. (新規) 「はちのハスマート窓口」事業者向けオンライン申請の拡充
7. (新規) 税証明(市・県民税課税(所得)証明)のコンビニ交付

施策2 情報発信の充実・強化

8. (改訂) 八戸市公式LINEアカウントの活用促進
9. 八戸市独自の特色ある情報の発信
10. (改訂) 八戸市ごみ収集アプリの展開
11. (新規) 市ホームページのAIガイドの導入検討

施策3 通信インフラ整備の推進

12. (新規) 通信インフラ整備の推進・拡充
(削除). 本庁舎におけるWi-Fi整備箇所の拡大
(削除). 公共施設でのAR、MRアプリの活用推進
(削除). 中心街における「まちなかWi-Fi」の設置
(削除). ローカル5Gの活用に向けた基地局設置の検討

施策4 デジタルリテラシーの向上とICT教育の推進

13. (改訂) デジタルデバйд対策の充実
14. ICT活用に関する教員研修の充実
15. 校務支援システム、教育情報ネットワークシステム、グループウェア等の最適化

16. (新規) 電子図書館の活用促進
17. (新規) 保護者連絡アプリの活用促進
18. (新規) 学校施設開放予約システム・スマートキーボックスの導入
19. (新規) 発掘調査報告書の電子化
20. (新規) 収蔵品等のデジタル管理・活用の推進
(削除). 一人一台端末へのフィルタリングソフトの導入の検討
(削除). デジタルドリル教材等の活用促進
(削除). クラウドシステムを活用した教育データ利活用

施策5 医療・健康・子育て・防災分野におけるデジタル化の推進

21. 医療・介護連携情報共有ツールの活用促進
22. 「健康はちのへ21ポイントアプリ」の活用促進
23. マイナポータルを活用した保健医療情報を閲覧できる仕組みの利活用
24. (改訂) 健康教養(ヘルスリテラシー)に関するオンデマンド講習の開催
25. 「子育てアプリ はちも」の活用促進
26. オンライン両親学級やSNSを活用したオンライン相談の開催
27. (改訂) デジタルアクティビティ施設の活用促進
28. 保育所等における業務のICT化の推進
29. 介護事業所等における業務のICT化の推進
30. (改訂) 学校納入金等業務のICT化の推進
31. (新規) オンライン児童家庭相談体制の整備
32. (新規) 予防接種事務のデジタル化への対応
33. (新規) 就学援助等業務のICT化の推進
34. (新規) 防災DXの推進
(削除). ICTツールを活用した医療の推進
(削除). オンラインを活用した健康相談の実施
(削除). 病児保育ネット予約サービスの導入
(削除). 保育園入所システムの導入の検討

9. 施策ごとの主な取組

基本目標2 はたらくデジタル

施策1 庁内BPRの推進

- 35.窓口業務改革の推進
- 36.デジタル推進員の配置
- 37.外部人材の活用推進
- 38.デジタルリテラシー向上に係る職員研修の開催や外部研修の受講勧奨
- 39.IT資格の取得に係る費用の助成
- 40.(改訂) データを活用したEBPMの推進
- 41.テレワークの推進
- 42.(改訂) チャットツールの拡充
- 43.電子決裁システムの導入の検討
- 44.web会議の活用促進
- 45.(新規) DX人材育成事業の実施
- 46.(新規) ペーパーレス化の推進
- 47.(新規) 包括的民間委託の促進
- 48.(新規) 庁内ネットワーク接続による公民館業務のICT化
- 49.(新規) 議会グループウェアアプリの導入
- (削除).八戸市デジタル推進本部、庁内連絡会議及びワーキンググループの設置
- (削除).事例紹介や意見交換を可能とする場の構築
- (削除).行政手続の見直し(押印の廃止や郵送での受付など)

施策2 RPA・AIの活用促進

- 50. RPAやAI-OCRの導入による定型業務の自動処理
- 51.(改訂) AI議事録作成システムの活用促進
- 52.(新規) 生成AIの活用による業務効率化

施策3 情報システムの標準化・共通化の推進

- 53.20業務に関する標準準拠システムへの着実な移行
- 54.標準仕様の新システムに対応した業務プロセスの見直し
- 55.IT関連経費審査の実施

施策4 情報資産の最適化と情報セキュリティ対策の徹底

- 56.(改訂) サーバー仮想化基盤の活用促進
- 57.八戸市行政情報セキュリティポリシー等の改訂
- 58.情報セキュリティ自己点検の定期的な実施
- 59.(新規) 情報セキュリティの強化
- 60.(新規) ICT-BCP(情報システムの業務継続計画)の策定
- 61.(新規) 資料のデジタル化とデータベース化
- (削除).三層の対策の維持と端末仮想化の導入
- (削除).罹災証明書発行システムの導入
- (削除).予備サーバーの配置による情報システムの冗長化
- (削除).外部データセンターを利用したバックアップ体制の構築
- (削除).情報セキュリティeラーニングを活用した職員向け研修の実施
- (削除).外部講師による情報セキュリティインシデント対応訓練や職員研修の実施
- (削除).自治体情報セキュリティクラウドの活用
- (削除).EDRソフトの検討と導入

9. 施策ごとの主な取組

基本目標3 うみだすデジタル

施策1 デジタル技術を活かしたまちづくりの推進

- 62.(改訂) 中心商店街情報発信アプリの活用
- 63.(改訂) AIカメラにより取得した歩行者通行量データの有効活用
- 64.各種アプリ・システムの連携によるデータ連携基盤の構築の検討
- 65.(改訂) デジタルチケットによるMaaSの推進
- 66.観光関連施設等におけるデジタル技術を活用した観光情報の発信及び観光プロモーションの充実
- 67.文化芸術施設におけるデジタルコンテンツ活用事業の実施
- 68.(新規) 連携中枢都市圏の枠組みを活用したICT事業の効率的展開
 - (削除).中心市街地駐車場共用化システムの開発・実装
 - (削除).中心街における「まちなかWi-Fi」の設置 ※基本目標1－施策3再掲
 - (削除).まちなかデジタルサイネージの設置
 - (削除).主要施設におけるキャッシュレス決済端末の設置
 - (削除).空き店舗等を活用したスマートストア、スマート直売所、チャレンジショップ等の整備促進の検討
 - (削除).バスICカードポイント付与システム・キャッシュレス決済システムの開発・実装等

施策2 デジタル化による地域経済の活性化

- 69.はちのへ創業・事業承継サポートセンターの運営
- 70.青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業(DX推進)の実施
- 71.IT産業集積促進事業の実施
- 72.地域企業支援体制強化事業の実施
- 73.オープンデータの推進
- 74.産学官の連携によるオープンデータの活用促進
- 75.(改訂) 地元IT企業や高等教育機関と連携したフォーラム・ワークショップの開催
- 76.産学官の連携によるデジタル人材の育成・確保
- 77.Uターン者への就業・起業の支援等によるデジタル人材の還流促進
- 78.スマート農業の推進
- 79.つくり育てる漁業の推進
- .(新規)「はちのへスマート窓口」事業者向けオンライン申請の拡充 ※6再掲
- 80.(新規) 公共工事における情報共有システムの活用

定額減税に係る不足額給付について

1. 不足額給付の概要

定額減税可能額が令和6年分推計所得税または令和6年度住民税所得割額を上回った者に対する給付（当初調整給付）を令和6年度に実施したところであるが、令和7年度は不足額給付として下記のⅠ・Ⅱのいずれかに該当する者に対する給付を行う。

【不足額給付Ⅰ】

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した結果、給付所要額が、当初調整給付額を上回った者に対し、その差額（1万円未満切上げ）を給付するもの。

【不足額給付Ⅱ】

個別要件に当てはまる者に対し、1人あたり原則4万円を給付するもの。

（例：定額減税対象外となった、事業専従者や所得48万円以上で非課税の者で、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯に該当しない）

なお、上記給付金のいずれも、令和7年度個人住民税が当市で課税されているか、令和7年1月1日において当市に住民登録がある者が給付対象者となる。

2. 対象者数・給付額見込み

【不足額給付Ⅰ】対象者：約23,600人 給付額：約5億8千万円

【不足額給付Ⅱ】対象者：約3,000人 給付額：約1億2千万円

合計 対象者：約27,600人 給付額：約7億円

※令和7年6月26日現在

3. 給付方法

給付対象者へ申請書を送付し、振込口座を記入した申請書が返送された後、指定された口座へ振込。なお、令和6年度の当初調整給付金受給者で、口座情報に変更がない者には、申請を要さずいわゆるプッシュ型により振込予定。

4. 関連予算（令和7年度当初予算計上分）

不足額給付金 420,970千円

事務費 43,854千円（当初概算不足額給付支援者数×3,000円）

※財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

※当初予算要求時よりも対象者数が増えたため、不足額給付金及び事務費の追加
分を9月に増額補正予定

5. スケジュール

令和7年8月1日 申請書発送

8月中旬 返送された申請書を基に振込データ作成開始

8月下旬 一回目の振込（以降、順次振込し10月末に完了予定）

※申請書提出期限は令和7年9月30日

【参考資料】

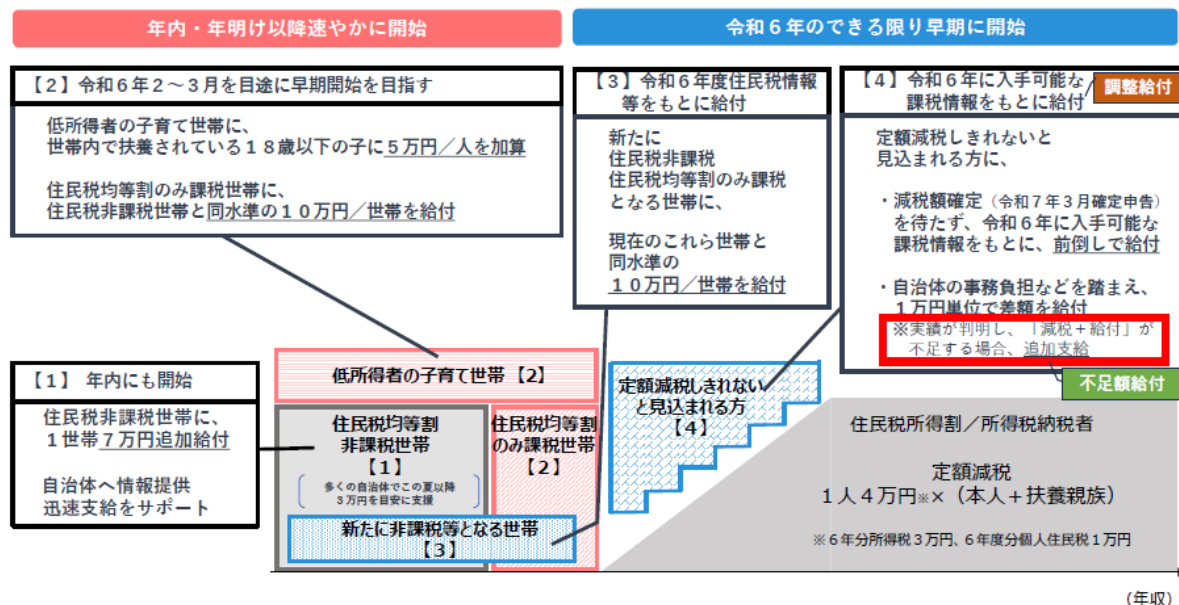
新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023.12.15 大臣閣議後記者会見公表資料(一部追記)

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素(わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速(特に低所得の方々)」 「適切(できるだけ公平に)」のバランス



【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係(イメージ)】

○ 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額(=給付不足額)を、「不足額給付額」として給付予定。

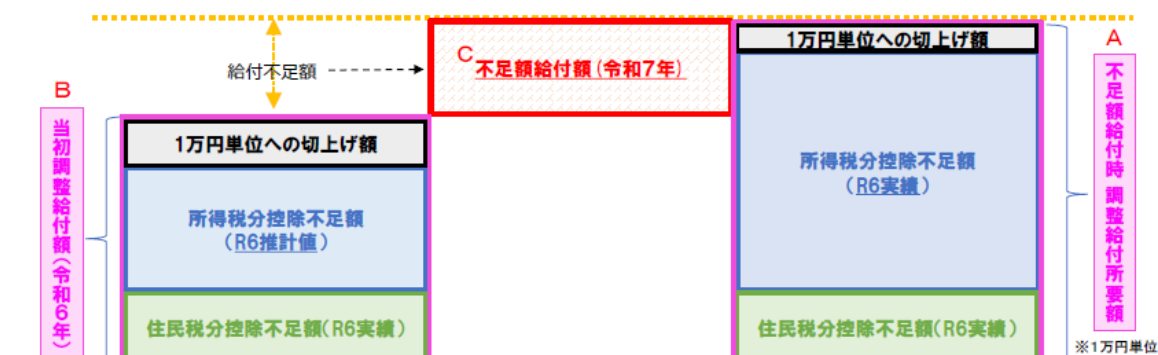
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初調整給付額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額(A)が当初調整給付額(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めない。

SMS（ショートメッセージサービス）による未納市税の納付催告について

1 経緯

これまで、税負担の公平性及び税収入の確保に向け、市税未納者に対しては、文書による納付催告を送付するのとあわせて、平成30年度からは自動音声電話催告システムを導入し徴収業務の効率化を図ってきた。

この度、郵便に代わる安価な情報伝達手段として導入されたSMS（ショートメッセージサービス）を活用し納付催告を実施する。

2 現状

① 郵送や電話による情報伝達が困難なケースが増加

- ・迷惑電話などの影響もあり、知らない番号からの電話には応答しない
- ・生活形態の多様化により就業時間が不規則で、日中に就寝するなど電話対応できない
- ・住所地と実際の居住地が異なるなどで郵送物が「届かない」、「届いても開封しない」

② 郵送料・通話料の高騰

- ・固定電話から携帯電話への移行や郵便料金改定により催告業務コストが増加

3 目的

① 催告効果の向上

携帯電話利用者の年齢層は幅広く、中でもスマートフォンの普及率は90%を超えており、携帯電話を媒体としたSMSは視認性も高く、本人の手元に届くため認識されやすい。

② 郵送料・通信費・印刷費等のコスト削減

- ・文書催告
郵送料（封書定型郵便・100通以上）96円/通）＋文書作成・印刷に係る費用
- ・自動音声電話システム
通信費（携帯電話 17円/1架電）



SMS催告は約10円/メッセージ

③ 初期費用が不要、催告業務量を削減

- ・総務部行政管理課が全庁的な利用を目的として導入したSMSシステムを活用するため初期費用が不要
- ・SMS催告の送信業務はパソコン操作のみで完結

4 送信するSMSの内容

未納市税の納付を依頼する文章（個人情報やリンクなどは掲載しない）

5 実施スケジュール

令和7年8月 市ホームページにおいてSMS催告の実施について周知

10月 広報はちのへ11月号においてSMS催告の実施を周知

～ 振り込み詐欺やフィッシング詐欺ではないことの周知を徹底 ～

11月 市税の未納者に対してSMS催告を開始

学校給食費の改定に係る答申について

学校給食費の改定について、教育委員会から学校給食審議会へ諮問し答申を受けたので報告します。

1. 諮問内容

令和7年7月10日開催の学校給食審議会へ以下の学校給食費の改定案を提示した。

(1) 改定の理由

物価高騰下においても、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、給食費（1食あたりの食材費）の単価を増額改定し、食材費予算を確保するもの。

<補足>

令和7年度においては、米飯の価格が急騰し、副食費（牛乳と主食以外の食材費）を圧迫しており、食材選定が硬直化し、栄養価への影響もわずかながら表れ始めている。

品数や栄養価などにおいて現在の学校給食の質を維持するために、給食費の単価（1食当たりの食材費）の改定が必要となったもの。

(2) 改定の方針

①物価上昇の速さに対応する短期的な見直しの実施

現在の物価上昇の速さに対応し、単価の見直しを短期的に行う前提で、必要最小限の増額とする。

②副食率 50%台の維持

給食の充実に不可欠なおかずにかける費用の割合を示す副食率が 50%台を維持できるよう設定する。

（参考：現在の副食率 小 47.93% 中 51.76% ⇒ 改定後 小 51.04% 中 52.40%）

③小・中学校の差額の適正化

当市の給食費については、全国及び県内の平均より小学校と中学校の差が大きいため、今回の改定において差額を適正化する。

（参考：現在の小中の単価差額 当市 60 円 県内平均 37 円 全国平均 46 円）

④給食費無償化を考慮した歳出予算の抑制

給食費の無償化により増額が市の財政負担となることを考慮する。

(3) 学校給食費の改定案（1食当たりの金額）

改定時期 令和7年10月から

改定金額 現在 小学校 315 円 中学校 375 円



改定案 小学校 335 円 中学校 380 円

(+20 円)

(+5 円)

<説明>

小学校について、米飯と牛乳の令和7年度の値上がり分を上乗せした金額に引き上げる。

中学校については、全国や県内平均と比較すると小学校との差額が大きいため、米飯と牛乳の令和7年度の値上がり分から、差額適正化分20円を差し引いた金額に引き上げる。

○改定金額の増額幅

区分		R6	R7	差額(R7－R6)	引上げ額
小学校	牛乳	66.20円	70.46円	4.26円	
	米飯	83.54円	100.49円	16.95円	
	差額合計			21.21円	⇒ 20円
中学校	牛乳	66.20円	70.46円	4.26円	
	米飯	94.68円	117.34円	22.66円	
	差額合計			26.92円	
	差額適正化分			△20.00円	
	差引合計			6.92円	⇒ 5円

2. 答申内容

令和7年7月10日付け八戸市学校給食審議会からの答申内容は以下のとおり。

「学校給食費の額を、令和7年10月から1食当たり小学校335円 中学校380円とすることが適当である。」

3. 今後について

関連予算については、市の財政的な観点からの検討を行った上で、9月議会補正予算案への計上を行いたい。

4. その他

県に対する令和8年度八戸市重点要望において、「学校給食費の無償化に対する支援」を昨年度から引き続き要望予定。要望書では、物価高騰により給食費を改定せざるを得ない現状を伝え、無償化継続のための支援を求めたい。

八戸市新学校給食センターの整備に関する事業者選定支援業務委託の 事業者の決定について

1. 委託の目的

北地区及び東地区給食センターの老朽化により新たに建設する学校給食センターの設計、建設、厨房機器及び維持管理・運營業務について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「P F I 法」）に基づき民間事業者を選定する予定であり、その選定のための検討や資料作成等、必要な支援を受けることを目的とするもの。

P F I : Private Finance Initiative

公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、一体的に行う手法。

2. 委託業務の内容

(1) 実施方針（案）の作成

- ・ P F I 事業者の募集及び選定に関する事項 等

(2) 要求水準書（案）の作成

- ・ 設計、建設、厨房機器及び維持管理・運営等に関する事業者への要求水準

(3) 市場調査の実施

- ・ 民間企業の参入意向の把握、参入に配慮した実施方針（案）等の検討のための市場調査

(4) V F M の算出による P F I の評価

(5) P F I 法に基づく特定事業としての選定・公表の支援

(6) 事業者選定委員会の設置、事業者選定基準の審議、プレゼン審査・候補者選定の支援

(7) 契約締結に係る支援

V F M : Value for Money

支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。
従来の方式と比べて P F I の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

3. 委託契約の概要

受託者 株式会社 長大 北東北事務所 （岩手県盛岡市中央通1-9-11）

契約期間 令和7年6月3日から令和9年3月31日まで

契約金額 34,650,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4. 委託業務の主なスケジュール（予定）

令和7年12月 実施方針（案）及び要求水準書（案）公表。

令和8年 7月 募集要項及び要求水準書公表。公募開始。

令和8年12月 プロポーザルによる優先交渉権者の決定。

令和9年 3月 事業契約締結。

懲戒処分 of 報告について

八戸地域広域市町村圏事務組合消防職員に係る青森県青少年健全育成条例違反に関する処分について、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、懲戒処分を行ったので報告します。

1 被処分者

八戸消防署河原木分署 消防士 佐々木 大喜 (25 歳)

2 事実の概要

当該職員は、令和 6 年 10 月 22 日 (火) 午後に 10 歳代女性方において、被害者女性が 18 歳未満であることを知りながら、わいせつな行為をし、青森県青少年健全育成条例違反で逮捕され、略式命令 (罰金 30 万円) を受けたものであります。

3 処分の内容

懲戒処分 (停職 6 月)

4 処分年月日

令和 7 年 7 月 2 日 (水)

5 公表について

上記内容について、「職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき、7 月 3 日 (木) に公表しております。

6 今後の対応

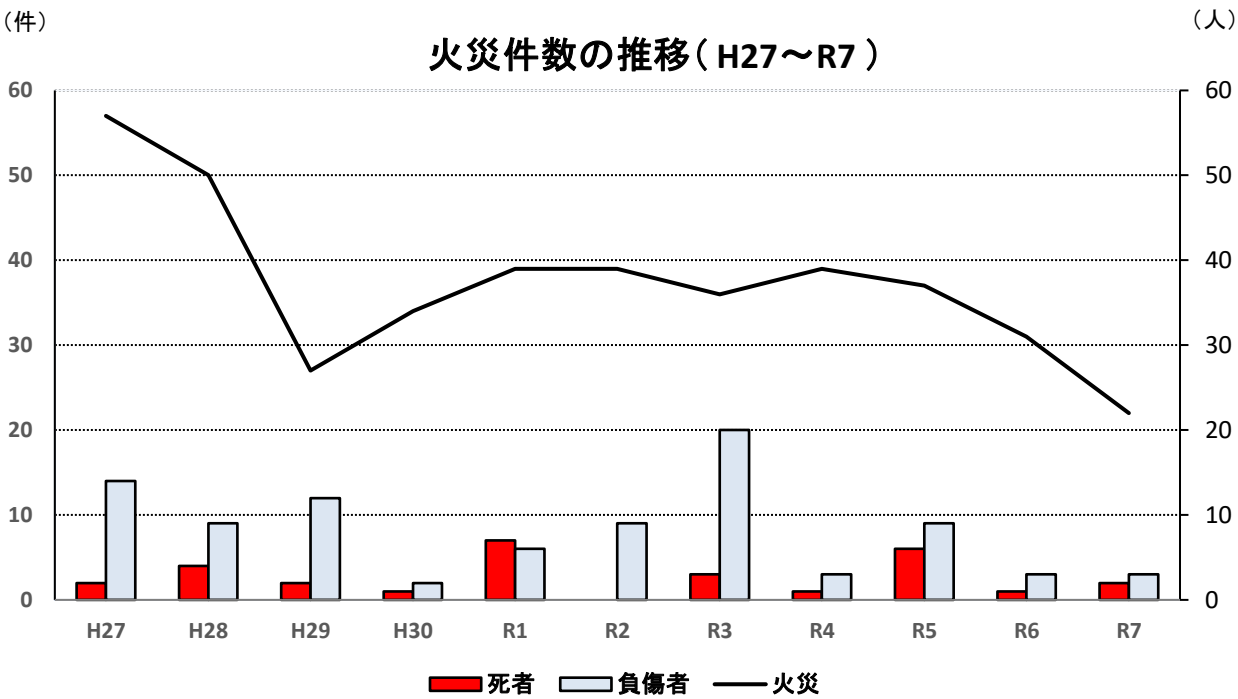
消防本部として、今回の事案を深く反省し、今後二度とこのようなことがないよう、服務規律の徹底と一層の綱紀粛正を図り、職員一丸となって再発防止と信頼回復に努めてまいります。

令和7年上半期八戸市の火災と救急・救助について

1 火災概況

(1) 火災件数

区 分		年 別	令和7年	令和6年	増 減
火災種別	総出火件数		22	31	△ 9
	建 物		16	19	△ 3
	林 野			1	△ 1
	車 両		1	2	△ 1
	船 舶				
	航 空 機				
	そ の 他		5	9	△ 4
死 者 (人)			2	1	1
負 傷 者 (人)			3	3	



※過去10年平均 火災件数38.9件、死者2.7人、負傷者8.7人

(2) 出火原因

上位出火原因

順位	出火原因	件数
1位	たばこ	6件
2位	電灯・電話等の配線	3件
3位	放火	2件

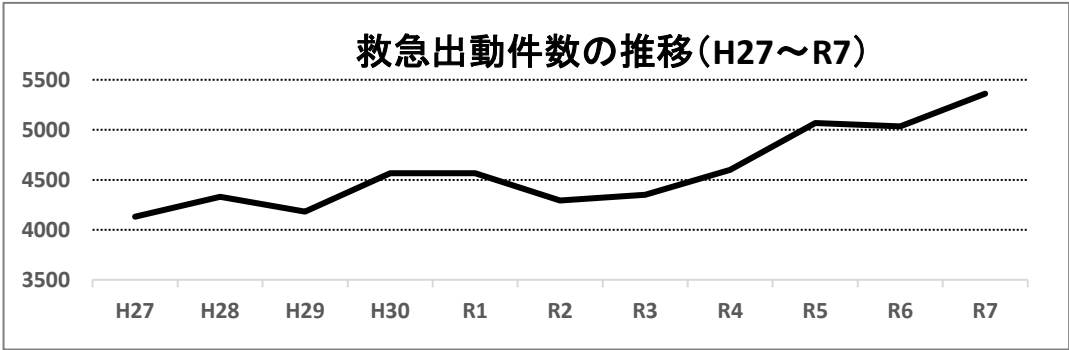
※ 電灯・電話等の配線とは、送電線、配電線、引込線等、屋内外の電気配線をいう。

2 救急概況

△印は減少

年 別		出 動 件 数		
		令和7年	令和6年	増 減
事故種別	合計	5,361	5,033	328
	急 病	3,957	3,692	265
	一般負傷	660	644	16
	交通事故	181	179	2
	自損行為	56	46	10
	運動競技	51	35	16
	労働災害	50	51	△ 1
	加 害	16	9	7
	火 災	15	22	△ 7
	水難事故	3	5	△ 2
	自然災害		1	△ 1
その他	転院搬送	349	334	15
	医師搬送	17	4	13
	資器材等輸送			
	その他	6	11	△ 5

(注)事故種別中「その他のその他」には、誤報・虚偽等を含む。

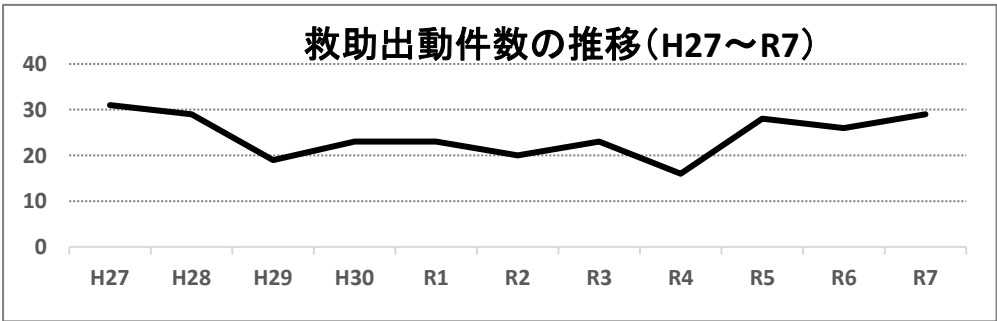


※過去10年平均 4, 635件

3 救助概況

△印は減少

年 別		出 動 件 数		
		令和7年	令和6年	増 減
事故種別	合計	29	26	3
	交通事故	18	11	7
	水難事故	2	8	△ 6
	建物等による事故	1	1	
	火災	1	1	
	機械による事故			
	自然災害			
	ガス及び酸欠事故			
	破裂事故			
	その他の事故	7	5	2



※過去10年平均23. 8件